

# 存続の願い届かず…。

本委員会（委員長 小野泰秀）は、県が発表した振興局の再編案は論拠に乏しく承服できない旨を告げ、再考を県に働きかけてきました。

しかし、その願いは届かず、12月県議会において、再編案が原案のとおり可決されました。大変残念な結果です。

市民の皆様から3万有余の署名をいただきながら目的を達成できず、12月21日の議会で特別委員会を解散しました。

今後は、県に対し、18年度から配置される地方事務所の機能の充実強化を求めるところ。

農林業や商工業への専門的な助言、再編が予想される土木事務所や保健センターなどは、本市への特段の配慮を。

さらには、道路網の整備、周辺部対策の実施など強く要望をしていきたいと思っております。

最後に、これまでの市民皆様のご支援、ご協力に心から感謝とお礼を申し上げます。



地方振興局存続対策特別委員会

## 設置しました



### 旧緒方町馬場地区商業ゾーン整備事業調査特別委員会

#### ■目的

旧緒方町馬場地区商業ゾーン整備事業に関する事務処理などの調査

#### ■設置の根拠

地方自治法第110条および委員会条例第6条

#### ■調査期間

調査が終了するまで

#### ■委員名簿

委員長	小野 泰秀
副委員長	三浦 正吉
委員	深田 正和
	衛藤 正宏
	高山 豊吉
	佐藤 徳宣
	長野 健児
	佐藤 生稔
	恵藤千代子
	佐藤 辰己

#### 地方自治法

#### 第110条とは？

普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

#### 委員会条例

#### 第6条とは？

特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。



商業ゾーン「祖母の郷」